

入院時食事療養費

盛岡観山荘病院

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

令和7年4月1日

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）（1日3食限度）	
一般（下記いずれにも該当しない者）	一般（下記いずれにも該当しない者）	510円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
	低所得者Ⅰ（※2）	110円	
低所得者に該当しない 小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない 指定難病患者	300円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に、ゼロ円となる者或いは、老齢福祉年金受給権者